

# 行動力と決意

# 出張所が動かした違反是正

気仙沼·本吉地域広域行政事務組合気仙沼消防署 予防係長 熊谷純平

### はじめに

当事務組合消防本部(以下「当本部」という。) は、宮城県の北東端に位置し、気仙沼市と南三 陸町の1市1町で構成されており、管轄人口は 75.832人である(令和元年5月末現在)。

圏域の東は太平洋に面しており、沿岸域は半 島や入り江など変化に富んだリアス式海岸を形 成し、三陸復興国立公園及び海域公園、並びに 南三陸金華山国定公園の指定を受けている。

両市町とも天然の良港に恵まれ、古くから漁 業を基幹産業としており、私が勤務する気仙沼 消防署がある気仙沼市は、平成30年に生鮮カツ オの水揚げ22年連続日本一を達成し、また、フ カヒレの産地としても有名である。

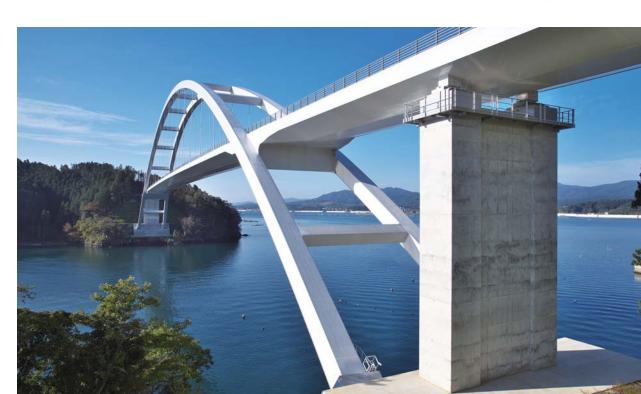
東日本大震災では、両市町ともに甚大な被害 に見舞われたが、全国の皆様方の多大なるご支 援により今日があることをこの場をお借りして御 礼申し上げたい。

本稿は、平成29年度から推進してきた当本部 の違反是正について振り返ることにより、わずか ながらでも、これから違反是正を推進する消防 本部の一助になればと願うものである。

# 消防本部の組織及び予防業務体制

当本部は、1本部、2署、1分署、4出張所、 職員定数197人(令和元年7月現在職員数:185 人)で組織されている。

予防業務体制は、消防本部に予防課(課長以 下毎日勤務者4人)を置き、気仙沼消防署に予 防業務専従の毎日勤務者(本職を含め4人)を 配置するほかは、2交代制を敷く隔日勤務者が 警防・救助・救急業務との兼務で消防同意事



務や消防用設備審査事務等の予防業務を分掌 している。

査察・違反処理業務については、特異事案等 を除きその主体を消防署長としており、主とし て各署所の隔日勤務者による執行となっている。

#### 転機

私が消防本部予防課に初めて配属された平成 29年の7月、ある出張復命書の添付資料に目を 奪われた。

その出張復命書とは、全国違反是正支援アドバイザー消防本部である岐阜市消防本部の藤井 浩平氏を講師に招いた県消防学校校友会主催の 研修会のものである。

「消防と査察 消防と人間力 ~田舎消防の情熱・予防消防の復権~」と題し、「消防という仕事、楽しいですか?面白いですか?やりがい、ありますか?」から始まる講演資料のパワーポイントスライドは、それまで私が抱いていた違反処理が"出来ない言い訳"を完膚なきまでにぶち壊すものであった。

このことが、私にとって、そして当本部にとっての違反是正推進の転機となった。

## 行動力

その年の10月、翌11月に岩手県盛岡市で開催される一般財団法人全国消防協会東北支部の予防・広報講習会(併催:消防法令違反是正事例発表会)の講演に、岐阜市消防本部の藤井氏が講師として招かれることを知った。

このチャンスを逃すわけにはいかない!会って話をしてみたい!

上司に講習会への出席を直訴し、晴れて盛岡へ。

講習会の1日目が終了し、意見交換会が催された。別テーブルの藤井氏に話しかけるチャンスを窺っていると、なんと私と面識があるはずのない藤井氏の方から声を掛けられたのだ。

「熊谷さん、気仙沼消防署古町出張所の三浦 所長をご存じですか。先日、三浦所長から… 『電話しようかどうか10日間ほど悩んだ挙句、思 い切って電話をしました。 真剣な違反是正をやりたい。力を貸してください!』

…と本部代表電話を通じて電話がありましたよ。三浦所長には、技術的な助言と、『履行期限での攻防がすべて。命令、警告の発動が一日でも遅れたら気仙沼・本吉消防の敗北』と伝えておきましたよ

三浦所長もまた、私と同様に7月の藤井氏の講演の復命書に心を動かされた一人であったのだ。

古町出張所は、旧市街を管轄する最低当直 人員5人の出張所で、当消防本部の重大な消防 法令違反対象物の大半を抱え、災害出動も管内 トップクラスの出張所だ。

予想だにしなかった藤井氏からの話に面食 らってしまった。

面識もツテもない、そして気仙沼から遠く離れた岐阜に電話をする三浦所長の決意と行動力に胸が熱くなるとともに、そうまでさせてしまったことに対して、違反是正の旗振り役である本部予防課員として不甲斐なさを感じた。

さらに、藤井氏からは…

「現場に熱い人がいるから、本部予防課が決意表明(消防長名での通知発出)できれば気仙沼・本吉消防は成功する。それができるのは本部予防課の熊谷さんだけだ。決意表明できなければ、盛岡まで来た熊谷さんも気仙沼・本吉消防も税金泥棒です」

**…とも**。

もう、違反処理が"出来ない言い訳"などあろうはずもなかった。

#### 決意

決意表明は、「気仙沼・本吉消防も違反是正をやりましょう」という単純なものではなく、また現場(各署所)にその行動をまかせるものであってはならない。

あくまで、違反是正を組織の風土として根付かせるためのスタートでなければならない。

熟慮の末、ターゲットを決めた。

平成30年3月31日までを経過措置期間とする スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の未



設置防火対象物(※平成25年政令第368号、総務 省令第126・127号)である。

平成29年12月11日に、「消防法施行令の一部 改正に伴う経過措置防火対象物への指導及び違 反処理方針について(通知)」を発出し、消防本 部としての"決意表明"を行った。

通知の内容は、

- ①年内に該当対象物すべての立入検査を行い、 履行期限である「平成30年3月31日までに対 象設備を設置すること」の立入検査結果通知 書を交付すること。
- ②履行期限経過後に対象設備が未設置(未連 動)であった場合は、即時警告書を交付する こと。
- ③警告書の履行期限は、一律、スプリンクラー 設備及び自動火災報知設備は3カ月、消防機 関へ通報する火災報知設備の場合は1カ月と すること。

以上である。

ターゲット決定の経過及び通知の論理構成は、

- ①通知発出前より、該当対象物の追跡調査を 行っていたことから実態を把握しており、該 当対象物が管内すべての署所に複数あること (どの署所もやらない訳にはいかない)。
- ②(5)項イ、(6)項ロ等の設備未設置(未機能 含む。)の末路は、過去の災害が物語っている こと (重大な消防法令違反の中でも最も重大 な違反の一つだ)。
- ③設置する期間は3年もあったのに設置しない こと(そもそも自ら設置する気がない)。
- ④警告書も立入検査結果通知書も、くくりは同

じ行政指導であること(恐れることはない)。

⑤履行期限は、管内の消防設備業者数社から聞 き取り調査を行い現実的なものとしたこと。 以上である。

特段奇をてらったものでもなく、さも当然なこ とを羅列した形ではあると思うが、最後の違反 処理(警告書交付)が14年前である当本部として は、思い切ったものであったと通知起案者とし ては思う。

本通知による該当対象物は、スプリンクラー 設備未設置が5件、自動火災報知設備未設置 が28件、消防機関へ通報する火災報知設備の未 連動が7件あったが、各署所が消防法令違反と 正面から向き合い行った"本気の追跡指導"に より、通知発出からわずか3カ月半後である履 行期限経過後に違反処理を行った対象物は1件 (命令)のみであった。

私の目論見は大きく外れたわけだが、組織と して十分な副次的効果を得ることができた。

# 実践と結果

平成30年2月に、古町出張所が前述のター ゲットとは別の重大な消防法令違反対象物に対 して、防火対象物としては実に14年ぶりの警告 書を交付したことを皮切りに、平成30年度末ま での約1年間に、防火対象物に警告6件、命令 5件を行った。

すべての事柄がとんとん拍子に運んだわけで はなく、その過程では、名宛人の誤り、命令の壁 の向こうの停滞の壁、5条の2命令や告発の検 討など、幾多の紆余曲折を経た結果である。



(左)キラキラ秋旨丼 (右)キラキラうに丼 (写真提供:南三陸町観光協会)



この違反是正の推進において、効果的であったと思う取り組みをいくつか紹介したいと思う。

# ①重大な消防法令違反対象物の共有

重大な消防法令違反対象物一覧を、内部規程により毎月報告を要する査察結果報告書(出張所(分署)→署→消防長の決裁過程)の添付図書扱いとし月例管理を行うことで、組織全体で問題意識を共有することができた。

### ②3者協議の実施

事案ごとに、節目節目で、本部、署、出張所(分署)の3者協議を行い方針を決定した。

違反処理の主体は消防署長であるが、本部が 積極介入することにより、たとえ失敗しても署 所の責任としない、目指したのはあくまで組織と しての違反処理。

# ③事前起案の徹底と留保の条件の厳格化

警告・命令の起案について、履行期限経過前の事前起案(決裁)を徹底した。(起案書例:命令書交付条件「警告書の履行期限経過後に、建物全体に自動火災報知設備が設置されていない場合。」)

また、留保の条件(着工届の受理、改修工事に 係る具体的かつ現実的な計画書の提出)を厳格 化した。

"履行期限での攻防"に負けないために。

#### 4 弁護士事業の活用

事案ごとの個別具体的なケースについて、壁にぶち当たる度に弁護士事業を活用し背中を押してもらった(計5件の活用)。

また、他消防本部から本事業の活用事例を提供していただき、大いに参考とさせていただいた。

#### ⑤警察との連携

初の命令事案を前に所轄警察署と協議を行い、標識設置時の妨害行為や損壊時の対応、告発の考え方、留意事項などについて親身に相談に乗っていただき、貴重な助言を得ることができた。

このほか、様々なアイデアが現場から生まれ、 その一つひとつが、当本部の違反是正を前へ前 へと押し進めていくこととなった。

このことは、トップダウンではなく、現場主導



平成30年度違反是正の推進に係る実務研修(区分A) (研修先: さいたま市消防局) ※本職は前列中央

でスタートを切った当本部違反是正の強みであ ろう。

こうして今、当本部にとって、違反処理は"スペシャルミッション"ではなくなったのだ。

#### 今後の展望

平成30年度は、違反是正の推進に係る実務研修(区分A)を受講させていただき、先進地消防であるさいたま市消防局の違反是正を肌身をもって学ぶことができた。

今年度からは、都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部として、学ぶ側から伝える側としてその歩みを止めることのないよう邁進するつもりである。

また今年度は、これまでの推進により得た知見をもとに、査察規程及び違反処理規程を抜本的に改正する規程改正検討部会を立ち上げ、来年度からの当本部オリジナルの新規程運用開始を目指している。

#### 最後に

令和の時代を迎え、世の移り変わりとともに 消防の世界も日進月歩であるとつくづく思う。

違反是正=消防責任を果たすこと。

もう、小規模消防本部にとって違反処理はスペシャルミッションではないのだ。

岐阜市消防本部、さいたま市消防局はじめ、当 本部違反是正の推進にお力添えいただいた皆様 方に深く感謝を申し上げ、本稿の結びとしたい。